

第 5201 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月 7日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 定率法を定額法に変更する場合

Q：定率法を定額法に変更した場合、償却限度額はどのように計算すればいいですか？

A：次のように計算します。

【解説】

減価償却方法を旧定率法から旧定額法に変更した場合又は定率法から定額法に変更した場合の償却限度額は、次の①の取得価額又は残存価額を基礎として、②の年数に応ずる償却率により計算することとされています。

①取得価額又は残存価額

その減価償却資産の取得の時期に応じて次のイ又はロに定める価額によります。

イ)平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

その変更した事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額を残存価額とします。

ロ)平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産

その変更した事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなします。

②耐用年数

減価償却資産の種類異なるごとに、法人の選択により、次のイ又はロに定める年数によります。

イ)その減価償却資産について定められている耐用年数

ロ)その減価償却資産について定められている耐用年数から採用していた償却方法に応じた経過年数を控除した年数(その年数が2年に満たない場合には、2年)

